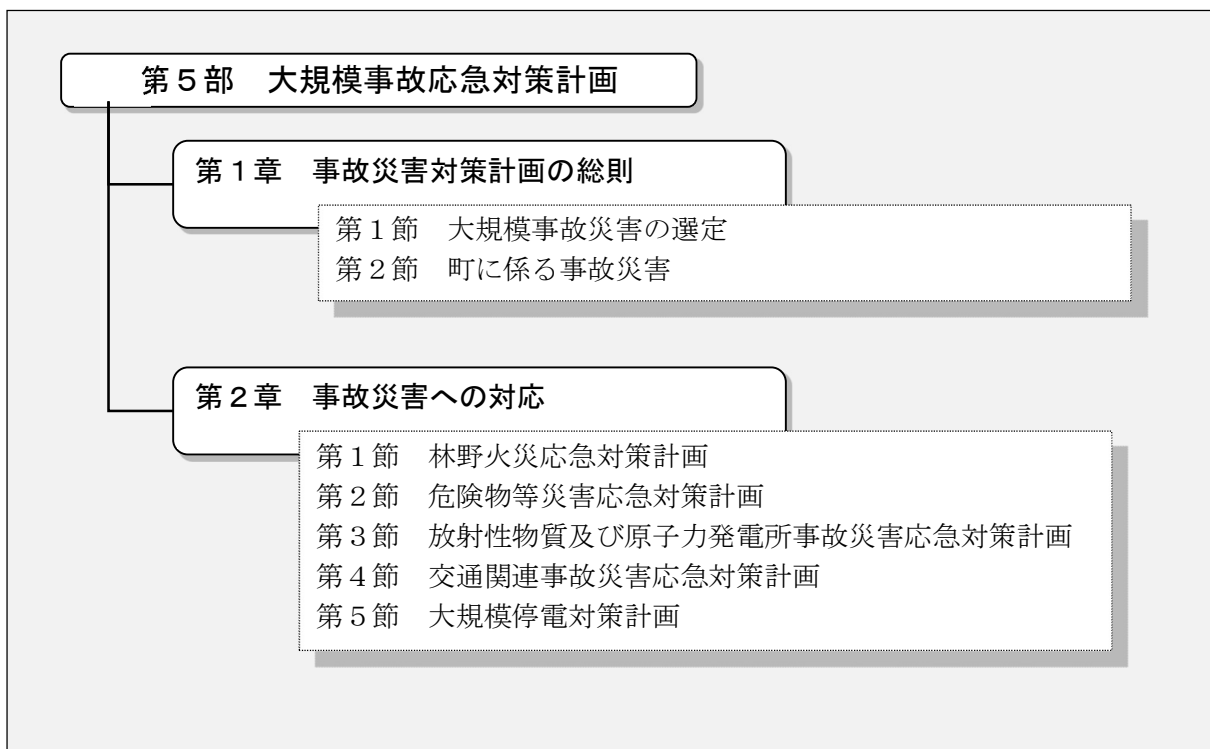


# 第5部 大規模事故応急対策計画

【 施策の体系 】





## 第1章 事故災害対策計画の総則

町域において住民の生命、身体及び財産に重大な被害を及ぼす大規模事故等の突発的な事案が発生し、その原因が攻撃的な意図を持った破壊行為でないことが明らかな場合、又は国による武力攻撃事態若しくは緊急処理事態の認定前で原因が特定できない場合、町は、次に示す大規模事故災害対策計画に従い災害対策活動を実施する。

### 第1節 大規模事故災害の選定

町が策定する大規模事故災害対策計画の対象とする事故災害について、県防災計画及び町の地域環境等を踏まえて以下のとおり検討した。

対象とする事故災害について、町域における発生の可能性と発生した場合の、地震災害対策又は風水害対策による対応の可否について検討し、町に係る事故災害を選定した。

検討結果は、次に示すとおりである。

#### ■町に係る大規模事故災害の選定

事故災害区分		町における発生の可能性		応急対応の可否
火災	大規模火災	震災対策計画における想定内容と同様と考えられる。	○	震災対策で対応可能である。
	林野火災	町内に林野が存在する。	○	事故災害として取り扱う。
危険物等災害	危険物等災害	町内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	高圧ガス災害	町内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	火薬類災害	町内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	毒物・劇物災害	町内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	NBC災害	町内に関係施設はなく、発生する可能性も非常に低いと考えられる。	△	発生した場合の対応の特殊性を考慮して事故災害として取り扱う。
放射性物質事故災害	輸送事故	町内を通る関越自動車道を利用した核燃料物質の輸送が想定される。	○	事故災害として取り扱う。
	放射性物質取扱施設の事故	町内に該当する事業所がある。	○	事故災害として取り扱う。
	原子力発電所の事故	町から約115kmに位置する東海第二原子力発電所で事故が発生した場合、気象条件等によっては、町においても広域放射能汚染が考えられる。	○	事故災害として取り扱う。
農林水産災害	凍霜害	凍霜害が問題になる桑園、茶園はない。	×	—
	暴風雨、豪雨、降雹、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害	町内では、米、野菜及び果樹栽培などが行われている。	○	風水害対策で対応可能である。
鉄道事故	鉄道事故	町内を東武東上線が通る。	○	事故災害として取り扱う。
道路災害	地震や水害による道路災害	町内を関越自動車道、国道254号等の幹線道路が通る。	○	震災・風水害対策で対応可能である。

第5部 大規模事故応急対策計画 第1章 事故災害対策計画の総則

第1節 大規模事故災害の選定

事故災害区分		町における発生の可能性		応急対応の可否
	危険物積載車両の事故等による道路災害		○	事故災害として取り扱う。
航空機事故	航空機事故	町及び周辺に大規模な飛行場はなく、上空は定期飛行機の飛行コースにはなっていないが、航空機事故については、発生予測が不可能であることから、町域では起こりえないとは言えない。	△	事故災害として取り扱う。
ライフライン被害	大規模停電	地震等による電力施設や送電網の被害が考えられる。	○	事故災害として取り扱う。
文化財災害	文化財火災	町には個人や地域、施設で収蔵・保管されている各種文化財がある。	○	震災・風水害対策で対応可能である。

注1) 「町における発生の可能性」の凡例は、以下のとおりである。

- ：発生する可能性がある。
- △：発生する可能性は低いがある。
- ×：発生する可能性はほとんどない。

注2) 「対応の可否」欄の「－」は、「対応の必要がないこと」を示す。

## 第2節 町に係る事故災害

町において事故災害対策計画の対象とする事故災害は、以下のとおりである。

### ■町において事故災害対策計画の対象とする事故災害

事故災害		内容
火災対策	林野火災	町が対象とする林野火災は、町内に位置する武蔵丘陵森林公園や丘陵地の林野で発生する火災を対象とする。
危険物等 災害対策	危険物等災害	町が対象とする危険物等災害は、町内の事業所に設置されている危険物施設による災害を対象とする。
	高圧ガス災害	町が対象とする高圧ガス災害は、町内の事業所に設置されている高圧ガス施設による災害を対象とする。
	火薬類災害	町が対象とする火薬類災害は、町内の事業所に設置されている火薬類使用施設による災害を対象とする。
	毒物・劇物災害	町が対象とする毒物・劇物等災害は、町内の事業所に設置されている毒物・劇物使用施設による災害を対象とする。
	NBC災害	町域でNBC災害が発生することは、事故からテロリズム、事件まで幅広い事象を考慮しても、ほとんど考えられない。 しかし、NBC災害が発生した場合、大量被災者の発生に加え対応の特殊性を考慮して、テロリズム以外のNBC災害を、町の事故災害対策の対象とする。 (テロリズムによるNBC災害の場合は、国民保護法による国民保護計画により対応することになる。)
放射性物質 事故及び 広域放射能 汚染災害	輸送事故災害	核燃料物質の輸送については、ルートや時期は公開されていないものの、町域を通過する関越自動車道路を利用する核燃料物質の輸送が想定されることから、輸送に伴う事故の発生が考えられる。 町が対象とする放射性物質事故災害は、核燃料物質の輸送に伴う放射性物質の輸送事故災害とする。
	放射性物質取扱施設事故災害	町内には放射性同位元素使用施設があり、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等による放射線障害の発生が考えられる。 町が対象とする放射性物質取扱施設事故災害は、放射性同位元素の漏洩等による放射性物質取扱施設の事故災害とする。
	広域放射能汚染災害	町は、最寄りの原子力発電所である東海第二原子力発電所から約115kmの位置にあり、原子力緊急事態が発生しても避難行動の必要性は低いと考えられる。しかし、福島第一原子力発電所事故を教訓に、事故後の気象条件等によっては町においても広域放射能汚染の影響が考えられる。 町が対象とする広域放射能汚染は、東海第二原子力発電所を対象とする放射能汚染とする。
鉄道事故		町には、東武東上線が通っている。 町が対象とする鉄道事故は、これらの鉄道路線に対する事故災害とする。
道路災害		町には、関越自動車道、国道254号等の幹線道路が通っている。 町が対象とする道路災害は、これら町内を通る幹線道路に対する危険物積載車両の事故等による災害を対象とする。
航空機事故		町が対象とする航空機事故災害は、民間航空機による事故及び自衛隊・米軍航空機による航空機事故災害を対象とする。
大規模停電		町が対象とする大規模停電は、地震等に伴う大規模停電を対象とする。

## 第2章 事故災害への対応

### 第1節 林野火災応急対策計画

林野火災は、地形の制約等の状況からして、燃焼時間が長時間に及ぶ場合が多いため、林野において火災が発生した場合の対策について定める。

#### 第1 林野火災警報の発令 【総務政策課、消防本部、消防団】

##### 1 町における措置

比企広域市町村圏組合管理者は、熊谷地方気象台長から火災気象通報の伝達を受けたとき又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、消防関係機関と緊密な情報交換を行うとともに、比企広域市町村圏組合管理者が林野火災警報を発令したときは、消防関係機関と連絡をとりつつ、次の措置等の対策を速やかに実施する。

- ①町消防団による特別警戒を実施するとともに、草焼、焚火、喫煙等の火気使用について、出火防止の広報及び指導を行う。特に、出火危険の高い山林、原野、田畑を巡回し、入山者、農耕者に対し、草焼、焚火、喫煙等の火気使用を制限するとともに、出火防止の広報及び指導を行う。
- ②山林、田畑等における火気使用についての広報及び指導を行うとともに、自主防災組織、特定事業所、火災危険地域等に対して、火災防止についての広報及び指導を行う。
- ③町消防団による消防水利の点検と防火水槽への補水等消防水利の確保を実施する。

##### 2 消防関係機関における措置

比企広域市町村圏組合管理者は、熊谷地方気象台長から火災気象通報の伝達を受けたとき、又は当該地域の気象状況が、火災の発生又は延焼拡大のおそれがあり、火災予防上危険であると認めるときは、林野火災警報を発令する。

###### ①林野火災警報発令基準

次のア又はイのいずれかの条件に該当する場合

- ア 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下で、強風注意報が発表された場合
- イ 前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報及び強風注意報が発表された場合

###### ② 林野火災警報発令時の措置

林野火災警報を発令したときは、東松山警察署へ通報し、町と積極的に連絡をとりつつ、次の措置を講ずる。

- ア 特別警戒、非常配備の実施
- イ 情報の収集と伝達
- ウ 住民への広報
- エ 資機材、資料等の準備
- オ 火又は火気の使用制限の実施
- カ その他必要と認める措置

- ③ ②の林野火災警報を発令した場合、気象状況が平時に復し、かつ、火災の発生又は延焼拡大のおそれなくなり、火災予防上危険でないと認めるときは、速やかにこれを解除するとともに、解除したら遅滞なくその旨を町長及び関係機関等へ通報する。

第2 応急対策

【関係各課】

1 消防活動体制の確立

消防本部は、林野火災を覚知した場合、速やかに火災の状況や気象状況を把握し、迅速に重点的な部隊の配置を行い早期消火に努めるとともに、近隣市町消防機関、警察署及び県に通報する。また、関係機関と連携し、火の手が住家に及ぶ危険性が明らかになった場合は、その延焼を食い止めるための方策を最優先させる。

地上隊による消火活動が困難な見込みのときは、その旨を県へ通報し、空中消火体制を要請する。

2 発災直後の情報の収集・連絡

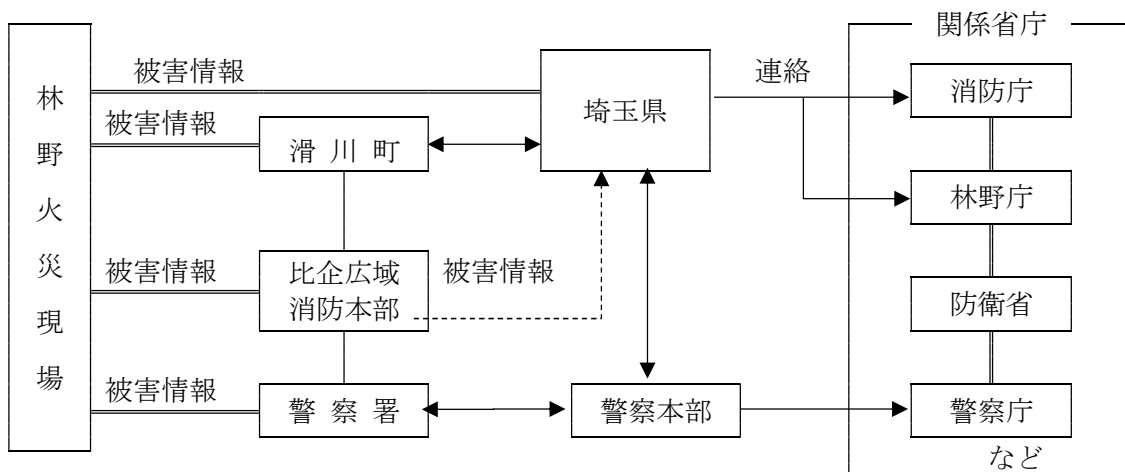
(1) 災害情報の収集・連絡

① 林野火災発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害状況、林野災害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

② 林野火災情報等の収集・連絡系統

林野火災情報の収集・連絡系統は以下のとおりとする。



③ 応急対策活動情報の連絡

町は県に、応急対策の活動状況、事故対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

町、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行う。

(2) 通信手段の確保

町、県及び防災関係機関は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

3 活動体制の確立

町は、発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。

また、町は、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。

#### 4 相互応援協定の運用

消防本部の消防力では、対応が困難である場合には、町長は埼玉県下消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。

#### 5 救急搬送業務

消防本部は、林野火災発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、管轄内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に近隣市町等に応援を求める。被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、県にヘリコプター等による輸送手段の要請を行う。

#### 6 避難収容活動

発災時における避難誘導については、第3部 第2章 第3節「避難」に準ずる。  
山間部に孤立するおそれのある居住者等には、早期の避難を指示する。

### 第3 復旧活動

#### 【関係各課】

---

#### 1 施設・設備の応急復旧活動

専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

#### 2 被災者等への的確な情報伝達活動

##### (1) 被災者等への情報伝達活動

町、県及び防災関係機関は、林野火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

情報提供にあたっては、掲示板、広報紙、公用車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

##### (2) 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、林野火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

##### (3) 関係者等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。

## 第2節 危険物等災害応急対策計画

危険物等災害が発生し、又は危険な状態になった場合に、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 第1 危険物等災害応急対策 【総務政策課、消防本部】

#### 1 事業所等における対策

事業所等は、消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 危険物の流出及び拡散の防止
- (2) 流出した危険物の除去、中和等
- (3) 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- (4) その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

#### 2 町、消防機関における措置

- (1) 町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずる。
- (2) 河川に危険物が流出した場合、町は、県及び河川管理者にその旨を通報するとともに、水質汚染調査の実施並びに必要な応じて汚染拡大防止対策を行う。

### 第2 高圧ガス災害応急対策 【総務政策課、消防本部】

#### 1 事業所等における対策

事業所等は、消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
- (2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
- (3) (1)、(2)に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。
- (4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。

#### 2 町、消防機関における措置

- (1) 町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずる。
- (2) 災害の防止又は公共の安全維持のため必要がある場合は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、町長が緊急措置命令を発する。

---

### 第3 火薬類災害応急対策 【総務政策課、消防本部】

---

#### 1 事業所等における対策

事業所等は、消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

#### 2 町、消防機関における措置

町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずる。

---

### 第4 毒物・劇物災害応急対策 【総務政策課、消防本部】

---

#### 1 事業所等における対策

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が直ちにその旨を保健所、警察署又は消防本部に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、事業所等は、消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- (1) 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- (2) 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- (3) 毒物・劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

#### 2 町、消防機関における措置

- (1) 町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずる。
- (2) 河川に危険物が流出した場合、町は、県及び河川管理者にその旨を通報するとともに、水質汚染調査の実施並びに必要に応じて汚染拡大防止対策を行う。

---

### 第5 サリン等による人身被害対策 【総務政策課、消防本部】

---

#### 1 活動体制

- (1) 町の地域内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、必要な職員を動員配備し、事故対策本部等を設置し、防災関係機関と連携を図りながら応急対策の実施に努める。

- (2) 人身被害発生直後は、原因物質の特定が不可能な状況が予想されるため、消防本部、警察署等と連携し、安全に考慮した対応を講ずる。なお、特殊な災害に対処するため、特別の必要があると認められる場合には、県知事に対し、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊の派遣、自衛隊の有毒物質汚染除去派遣を要請する。
- (3) 町は、事故原因がテロ等の武力攻撃による場合は、「滑川町国民保護計画」に基づき、総合的な対策を行う。

## 2 応急措置

- (1) 町は、危険物施設等事故の覚知後、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて事故対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、広報活動、救急医療、避難等の必要な対策を講ずる。
- (2) 警察機関及び消防機関は、相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両その他の場所への立入りを禁止し、またこれらの場所にいるものを退去させる。

### 第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害応急対策計画

町は防災機関との連携により、放射性物質及び原子力発電所事故災害から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するため、これらの対策について定める。

#### 第1 放射線関係事故災害応急対策

#### 【関係各課】

県は、放射性物質事故対策を定めるにあたっては、核燃料物質等の輸送中の事故並びに放射性物質取扱施設事故、また、比較的近い場所に立地している原子力発電所における放射能漏れ事故を想定しており、町では、これらの事故が発生した場合には、国並びに県等による主体的な対策と密接に連携し対策にあたる。

##### 1 核燃料物質等輸送事故対策

###### (1) 事故に関する情報の収集・連絡

###### ① 事故発生直後の情報の収集・連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生した場合、直ちに以下の事項について最寄りの消防署、警察署、県、事故発生場所を管轄する市町村及び安全規制担当省庁などに通報する。

ア 特定事象発生 の場所及び時刻

イ 特定事象の種類

ウ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況

エ 気象状況（風向・風速など）

オ 周辺環境への影響

カ 輸送容器の状態

キ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無

ク 応急措置

ケ その他必要と認める事項

###### ② 応急対策活動情報の連絡

原子力事業者の原子力防災管理者は、町、県及び国に対して、応急対策の活動状況を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

###### (2) 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

###### (3) 活動体制の確立

① 町は、放射線関係事故災害対応マニュアル（埼玉県）に従い、事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び本部の設置等、必要な体制をとるものとし、防災関係機関相互の連携を図る。

② 消防本部は、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、警戒区域の設定、救急及び救助等の必要な措置を講じる。

###### (4) 消火活動

① 核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合、事業者等は、輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を最寄りの消防署に通報

する。

- ②消防本部は、事業者等からの情報や専門家等の意見を収集し、放射性物質による汚染、被ばくのおそれがあることが判明した場合、消火活動、救急救助活動、消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等の検討を行う。

(5) 緊急輸送活動

町は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、若しくは県及び防災関係機関へ要請し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(6) 住民への的確な情報伝達活動

① 周辺住民への情報伝達活動

町及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

また、情報提供にあたっては、広報紙、ホームページ、SNS、公用車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。

② 住民への的確な情報の伝達

町は、住民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。

③ 住民等からの問い合わせへの対応

町は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理並びに提供に努める。

(7) 核燃料物質等の除去

事業者は、町及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故収束後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去及び除染を行う。

(8) 各種規制措置と解除

① 飲料水・飲食物の摂取制限

町は、警戒区域を設定した場合等、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行う。

② 解除

町及び消防機関等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限等の各種制限措置の解除を行う。

(9) 被害状況の調査等

町は、県の指示により、被災地の住民が受けた被害を調査する。

(10) 住民の健康調査等

町は、必要に応じ健康調査を実施し、住民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等のある医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合にお

いて、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

## 2 放射性物質取扱施設事故対策

### (1) 事故に関する情報の収集・連絡

#### ① 事故発生直後の情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合は、速やかに以下の事項について、県、町、警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 気象状況（風向・風速）
- オ 放射性物質の放出に関する情報
- カ 予想される災害の範囲及び程度等
- キ その他必要と認める事項

#### ② 応急対策活動情報の連絡

放射性物質取扱事業所は、町、県及び国に対して、応急対策の活動状況を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

### (2) 通信手段の確保

町は、事故発生後直ちに事故情報連絡のための連絡体制を確保する。また、電気通信事業者は、県及び町等の防災関係機関の通信の確保を優先的に行う。

### (3) 活動体制の確立

町は、本節第1「1 核燃料物質等輸送事故対策」に準じ、活動体制の確立を図る。

---

## 第2 原子力発電所事故対策 【関係各課】

---

### 1 放射線量等の測定体制の整備

町は、国及び県と連携を図りながら、校庭等における空間放射線量の測定体制、水道水及び給食食材の放射性物質検査体制の整備を図る。

また、農産物の放射線量の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、国、県と緊密な連携を取りながら、飼料等の検査を実施するとともに、県が行う農畜産物の検査などに協力する。

### 2 除染体制の整備

学校等の町有施設で放射線量が一定の基準を超えた場合は除染する。また、住民からの除染の相談には適切に対応するとともに、除染方法を指導する。

### 3 他県からの避難住民の受入について

他県において原発事故が発生した場合の県における避難住民の受入については、第3部 第2章 第3節「避難」に準じる。

### 4 原子力緊急事態宣言発出時の対応

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、県及び町はそれぞれ災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、前記の措置のほか、屋内退避・避難等の指示を講ずる。

(1) 退避・避難等の基本方針

県及び町は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避、避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講ずる。

この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも充分配慮する。

## 第4節 交通関連事故災害応急対策計画

町は防災機関との連携により、道路災害、鉄道事故、航空機事故から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するため、これらの対策について定める。

### 第1 道路災害応急対策 【関係各課】

---

地震や水害その他の理由により橋梁の落下、斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の大規模な被害が生じた場合及び危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合の予防対策及び応急復旧対策を講ずる。

#### 1 情報の収集・連絡及び通信の確保

##### (1) 事故直後の情報の収集・連絡

町長は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに県、関係市町村と相互に連絡を取り合う。

##### (2) 災害発生直後の被害情報の収集・連絡

町は、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

##### (3) 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策活動の実施状況、本部設置状況等を連絡するとともに、応援の必要性を連絡する。

##### (4) 通信手段の確保

町は、災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。また電気通信事業者は、町等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

#### 2 応急対策の実施

(1) 町は、道路災害の覚知後、職員の非常参集を行い、速やかに被害情報の収集活動に努めるとともに、被害の状況に応じて本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告し、県及び関係機関等との連携のもと、災害応急活動を円滑に行う体制を整え、消火活動、緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動、危険物の流出に対する応急対策、道路施設・交通安全施設の応急復旧活動広報活動、被災者等への的確な情報伝達等、必要な対策を講ずる。

(2) 町長は、管理する道路については、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。町長は、復旧にあたり、可能な限り復旧予定時期を明示する。

### 第2 鉄道事故応急対策 【関係各課】

---

列車の衝突、脱線、転覆その他の事故により、多数の死傷を伴う鉄道事故に対する応急復旧対策を講ずる。

#### 1 活動体制

(1) 事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、人命救助、消火、関係機関への通報、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。警察官又は消防職員等の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

(2) 町は、町の地域で鉄道事故が発生した場合は、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに

区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

## 2 応急措置

### (1) 情報収集

町内で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

### (2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

#### ① 事業者等の対応

事業者等は、鉄道事故が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

#### ② 消防機関の対応

消防機関は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し、列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

### (3) 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命・財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、避難の指示を行う。

### (4) 救出、救助

① 町は、事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

② 町は、協力者の動員を行う。

### (5) 消火活動

鉄道災害は、集団的死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を町が行う。

### (6) 応援要請

鉄道事故発生時において、町及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

### (7) 医療救護

町は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう消防機関、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

## 第3 航空機事故応急対策

### 【関係各課】

航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故に対する応急復旧対策を講ずる。

### 1 活動体制

(1) 事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突又は火災等の航空機事故が発生した場合には、東京空港事務所速やかに通報する（航空法第76条）。

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

(2) 町は、町の地域に航空機事故が発生した場合、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに

区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。

## 2 応急措置

### (1) 情報収集

町内で航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する町の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告しなければならない。

### (2) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等の要配慮者を優先して行う。

#### ① 事業者の対応

事故機を所有する事業者は、航空機事故が発生した場合は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

#### ② 消防機関の対応

消防機関は、航空機事故が発生した場合は、事業者、警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

### (3) 災害現場周辺の住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、町長、警察官等は、避難の指示を行う。

### (4) 救出、救助

① 町は、事故救急対策本部等、消防機関を主体とした救出、救助活動にあたる。

② 町は、協力者の動員を行う。

### (5) 消火活動

航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、集団的死傷者の発生が予想されるので、町及び消防機関は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。

### (6) 応援要請

航空機事故発生時において、町及び関係機関は相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。

### (7) 医療救護

町は、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう医療機関、消防機関、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。

## 第5節 大規模停電対策計画

大規模停電が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は、住民の生命及び身体の安全確保を最優先として、医療・福祉施設、避難所、上下水道等の重要施設の機能維持と早期回復に努める。本節では、停電発生直後から復旧までの間に実施する被害状況の把握、情報の収集・伝達、非常用電源等の確保など、応急対策の基本的事項を定める。

### 第1 初動活動 【総務政策課】

---

#### 1 実施事項

##### (1) 町

町は、当該地域において停電事故が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合は、速やかにその状況を取りまとめて、県知事に報告する。

##### (2) 東京電力パワーグリッド株式会社

停電事故が発生した場合は、町及び防災関係機関等に停電状況等を連絡する。

#### 2 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図る。

##### (1) 実施事項

町及び関係機関は、報道機関を通じ、又は公用車、防災メール、SNS の利用等により、次の事項について地域住民への広報を実施する。

- ① 事故の発生日時及び場所
- ② 被害状況
- ③ 応急対策実施状況
- ④ 住民及び被災者に対する協力及び注意事項
- ⑤ その他必要と認められる事項

### 第2 応急対策 【関係各課】

---

町及び防災関係機関は、事前に停電事故に関する情報提供を受けた場合、停電事故に備えた配備体制をとるとともに、停電による被害の発生を防ぐため、次により応急対策に努める。

#### 1 町

町は、長期にわたり停電が予想される場合には、次のような避難対策を行う。

- (1) 電源、暖房、毛布、食料等を整えた避難所の開設及び食料や燃料の補充体制の確保
- (2) 公用車、ホームページ等による住民への避難施設情報等の周知
- (3) 自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、高齢者、障害者等の避難行動要支援者を含む在宅者に対する声かけ
- (4) 避難者の健康管理に配慮した保健師等による巡回
- (5) 県に対し、必要に応じて備蓄資器材の貸与、民間資器材の調達、広域応援の調整、自衛隊の災害派遣等の応援要請依頼

#### 2 消防機関

- (1) 消防車等を活用した警戒パトロール
- (2) 停電地区での通電火災の注意喚起

(3)エレベーターの閉じ込め事故に対し施設管理者、保守業者等と連携した救助

### 3 警察

- (1)信号機停止時の交通整理、必要に応じ、通行の禁止や規制措置の実施
- (2)防犯対策のための警戒活動

### 4 道路管理者

- (1)信号機や街路灯の滅灯に伴う安全確保の実施
- (2)各道路管理者間で道路情報の共有を行い、道路通行の確保に努める。

### 5 東京電力パワーグリッド株式会社

東京電力パワーグリッド株式会社は、町と優先度を協議の上、防災関係機関、医療機関、避難施設等へ発電機車等による緊急的な電力供給を行う。

### 6 応急給水活動

町は、飲料水、生活用水等の供給に関しては、関係機関と密接な連携を保ちながら、円滑な給水体制の確保を図る。また、公共施設の水道利用、給水タンク等による応急給水を実施する。

### 7 医療機関の機能確保

大規模停電発生時における医療機関の状況を早急に把握し、公的医療機関については、その機能確保及び患者の安全対策に万全を期するとともに、医療救護体制の確保を図る。

また、民間医療機関については、県、医師会等の協力を得て機能確保に努め、必要に応じて資機材の供与等の支援を行う。

### 8 火災予防対策

大規模停電発生時において、ガスコンロ、ろうそく等、火気使用の増加や電力復旧に伴う二次災害の発生を防止するため、自主防災組織及び消防団等による火気取扱等に関する注意喚起等、必要な対応を実施する。

### 9 広域応援

町、県及び消防機関は、停電事故の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、他の消防機関、他の市町村、他都道府県及び国へ応援を要請する。

## 第 6 部 複合災害対策計画



## 第1節 趣旨及び基本方針等

### 1 趣旨

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生した。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念される。

このため、町は、地震及び風水害による複合災害を想定し、応急対策に関して必要な体制を確立し、住民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させる。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていく。

### 2 基本方針及び対策の方向性

#### (1) 基本方針

町が複合災害に対応する基本的な方針を次に示す。

##### 1 人命救助が第一

人命の救助を第一に、行政と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くす。

##### 2 二次被害の防止

各自の役割を果たすとともに、町は防災関係機関と連携して町内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑える。

##### 3 ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図る。

#### (2) 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、町内の災害対応資源（※1）で対応可能かどうかを判断し、もし災害対応資源が不足するようであれば、町外からの応援を速やかに確保することが重要である。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、町の災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

※1 町内に属し、災害対応のために活用できる人や組織（行政・警察・消防など防災関係機関）、施設、備蓄、資機材などの地域資源のことを指す。

## 第2節 予防・事前対策

### 1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いとしても複合的に発災する可能性があること、またその災害の組み合わせや発生の順序は多種多様であることを防災関係機関間で共有するとともに、住民等に対して周知する。

#### (1) 複合する可能性のある災害の種類

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

#### (2) 複合災害の対応困難性の分析

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられる。

##### ■パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害が拡大化する。

##### ■パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になる。

##### ■パターン3

県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足する。

なお、いずれのパターンにしても、近隣市町が同時被災する可能性を含んでおり、近隣市町からの迅速な支援が得られない可能性がある。

#### [パターンごとの具体的なシナリオ例]

パターン 1	先発災害 巨大地震の発生 → 堤防・水門が損傷、機能低下 後発災害 巨大台風が直撃 影 響 河川氾濫が発生（荒川・利根川決壊など）
パターン 2	先発災害 巨大地震の発生 後発災害 復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃 影 響 先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ
パターン 3	地震A 県内A地区で巨大地震発生 地震B 県内B地区で巨大地震がさらに発生 影 響 県内対応資源が不足し、対応が困難になる

### 2 複合災害発生時の被害想定の実施

町は、考えられる複合災害の類型ごとに、発生時の被害想定を実施する。

### 3 防災施設の整備等

複合災害発生時に防災施設が使用不能となることがないように防災関係施設の配置を検討し、整備を進める。

また、町は、複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場

所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図る。

#### 4 非常時情報通信の整備

町は、県や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業者等）と連携し、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有できる体制整備を検討する。

#### 5 避難対策

第3部 第2章 第3節「避難」を準用する。

なお、町は、避難所の選定にあたっては、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定する。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があるため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておく。

#### 6 災害医療体制の整備

第3部 第3章 第3節「救出救助・医療救護」を準用する。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握するとともに、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行う。

#### 7 災害時の要配慮者対策

第3部 第3章 第10節「要配慮者等の安全対策」を準用する。

なお、町は、複合災害の想定結果に基づき、浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定する。

#### 8 緊急輸送体制の整備

第3部 第3章 第5節「緊急輸送」を準用する。

なお、町は複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行う。

## 第3節 応急対策

### 1 情報の収集・共有・伝達

第3部 第1章 第3節「情報通信手段の確保」を準用する。

なお、町は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに、被害状況の的確な把握に努める。

### 2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震が発生するなどの複合災害が発生した場合、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊による道路閉塞等による交通障害が予想されるため、道路管理者及び警察署は速やかに交通規制を実施する。

### 3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想される。

このため、町は、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施する。

### 4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想される。町は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行う。

## 第7部 復旧復興対策計画



## 第1節 復旧・復興計画

災害発生後被害を受けた各施設については、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧の実施について定める。

### 第1 迅速な災害復旧

#### 【関係各課】

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、二次災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標にその実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して作成する。

#### 1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他の資金計画
- (11) その他の計画

#### 2 復旧事業の方針

##### (1) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、町は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

##### (2) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、又は補助するものは、町長は復旧事業費の決定及び決定を受けるため財政援助及び財政計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努力する。

##### (3) 緊急査定の促進

被災施設の災害程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう、町は、必要な措置を講じて、復旧工事の促進に努める。

##### (4) 災害復旧事業期間の短縮

復旧事業計画の樹立にあたっては、被災地の状況、被害の発生原因等を考慮し、二次災害の防止及び速やかに効果があがるよう、町は関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

##### (5) 復旧事業の促進

復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるように措置し、復旧事業の実施効率を上げるように努める。

(6) 公共土木施設災害復旧の取扱手続き

公共土木施設災害復旧（河川、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁、下水道）の取扱手続きを迅速に適切に行う。

なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、同事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

3 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

町は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部又は一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は次のとおりである。

- ①公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ②公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ③公営住宅法
- ④土地区画整理法
- ⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦予防接種法
- ⑧都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針に基づき予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助
- ⑨農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ⑩水道法

(2) 激甚災害に係る財政援助措置

災対法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び町は、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

①財政援助措置の対象

ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (ア) 公共土木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (エ) 公営住宅災害復旧事業
- (オ) 生活保護施設災害復旧事業
- (カ) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業

- (セ) たん水排除事業
  - イ 農林水産業に関する特別の助成
    - (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
    - (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
    - (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
    - (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
    - (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
    - (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
    - (キ) 森林災害復旧事業に対する補助
  - ウ 中小企業に関する特別の助成
    - (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
    - (イ) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
  - エ その他の財政援助及び助成
    - (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
    - (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
    - (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
    - (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
    - (オ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
    - (カ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ② 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

## 第2 計画的な災害復興

### 【関係各課】

被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する復興計画を速やかに作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

#### 1 復興に関する事前取組及び復興及び災害復興対策本部の設置

##### (1) 復興に関する事前の取組の推進

早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

##### (2) 復興対策本部の設置

町は、被災状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合は、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

#### 2 災害復興計画の策定

##### (1) 災害復興方針の策定

① 町は、学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、復興方針を策定する。

② 災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

##### (2) 災害復興計画の策定

① 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

②本計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

### 3 災害復興事業の実施

市街地復興事業のための行政上の手続の実施にあたっては、発災直後から1週間程度を目安とし、建築基準法第84条に規定する建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要がある、当該業務の実施のための体制を整備する。

#### (1) 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

①町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

②被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

#### (2) 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

## 第2節 民生安定化の措置

大規模災害時により被災した住民に対して、融資や税金の減免、各種相談対応等により、民生安定を講じるための措置について定める。

### 第1 被災者の生活の確保

#### 【関係各課】

大規模災害時には、多くの人々が被災し、家財の喪失、経済的困窮あるいは生命の危機に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会混乱が速やかな災害復旧・復興を妨げる要因となる。そのため、被災者の生活再建等の措置を行い、民生安定を講じる。

#### 1 被災者に対する職業のあっせん

(1) 埼玉労働局は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、災害の状況に応じて、以下の措置を行う。

① 臨時職業相談窓口の設置

② 公共職業安定所（ハローワーク）に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

③ 職業訓練受講指示・職業転換給付金制度の活用等

④ 災害救助法が適用された市町村の長から労務需要があった場合の労働者のあっせん

(2) 埼玉労働局は、雇用保険の失業給付に関して、以下の措置を行う。

① 証明書による失業の認定

災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業認定を行い、求職者給付を行う。

② 激甚災害による休業者に対する求職者給付の支給

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に定める措置が適用された場合は、災害による休業等のため、賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対し、失業しているものとみなして求職者給付を支給する。

(3) 埼玉労働局は、災害により事業主が倒産等の状態に至り、労働者に賃金を支払うことができなくなった場合であって、未払賃金立替払制度の対象となる事案について、労働者からの申請等に基づき、未払賃金のうち一定額を立替払いするための手続きをとる。

(4) 県は、被災者の就職を支援するため、高等技術専門校において職業訓練を実施するよう努める。

(5) 県は、埼玉労働局に対し、(1)(2)の措置を要請する。(3)について周知に努める。町も県に準じて、(1)(2)の措置の要請及び(3)についての周知に努める

#### 2 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び町は、災害により被災者が納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

#### 3 生活確保

被災者の恒久的生活確保のため県及び町は、低所得者に対し、概ね次の措置を講ずる。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実状を調査の上、困窮の程度に応じ最低生活を保護する措置をとる。

#### 4 震災時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況など被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

#### 5 被災者への融資

##### (1) 生活福祉資金

県社会福祉協議会は、被災した低所得者に対して、速やかに自力更生をさせるため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員・児童委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て、「住宅の補修等に必要経費」、「災害を受けたことにより臨時に必要となる経費」の貸付を相談支援とともに行う。

##### (2) 災害復興住宅融資

住宅金融支援機構は、地震等の自然災害により住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づき、災害復興住宅融資（建設資金、購入資金又は補修資金）を行う。

##### (3) 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金、及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金は、市町村が実施主体となり、町災害弔慰金の支給等に関する条例等に基づき実施する。

##### (4) 被災中小企業への融資（経営安定資金（災害復旧資金））

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、県は、一般金融機関及び政府系金融機関の融資並びに信用保証協会による融資の保証、県制度融資等により、施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資を迅速かつ円滑に行う。

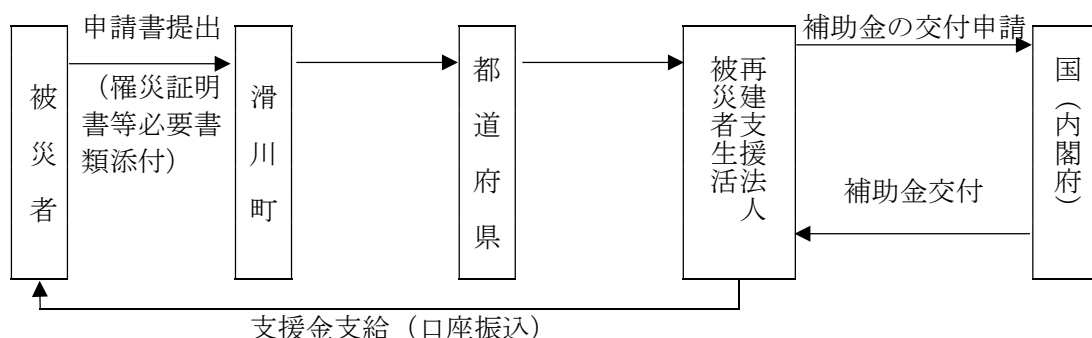
##### (5) 被災農林関係者への融資等

県は、災害により被害を受けた農林業者又は団体に対し復旧を促進し、農林業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法及び埼玉県農業災害対策特別措置条例により融資する。町及び農業協同組合等防災関係機関は、各々の制度について被災関係者への周知、説明を行い、必要に応じて被害認定を行うなど、融資事務並びに支援を行う。

#### 6 被災者生活再建支援制度

地震などの自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

##### 〔被災者生活再建支援金の支給手続〕



※ 県では支援金支給に関する事務の全部を被災者生活再建支援法人に委託している。

## 7 埼玉県・市町村被災者安心支援制度

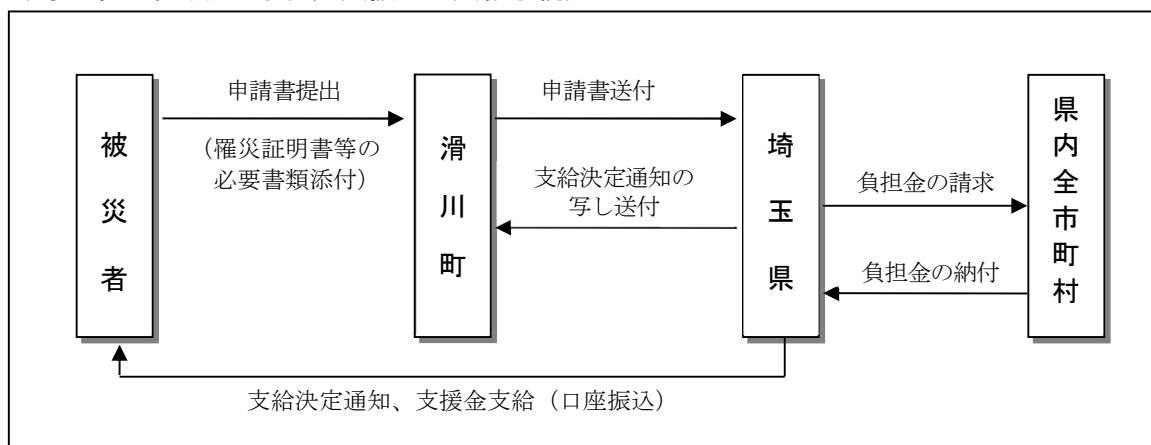
法に基づく被災者生活再建支援制度（前記6）では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うことなどを柱とした独自の制度を創設し支援を行う（平成26年4月1日以降に発生した自然災害から適用。ただし、半壊特別給付金については令和2年4月1日以降に発生した自然災害から適用。）。

## (1) 埼玉県・市町村生活再建支援金

被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

## 〔埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続〕



〔資料編〕10-5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 (2) 生活再建支援金要綱

## (2) 埼玉県・市町村半壊特別給付金

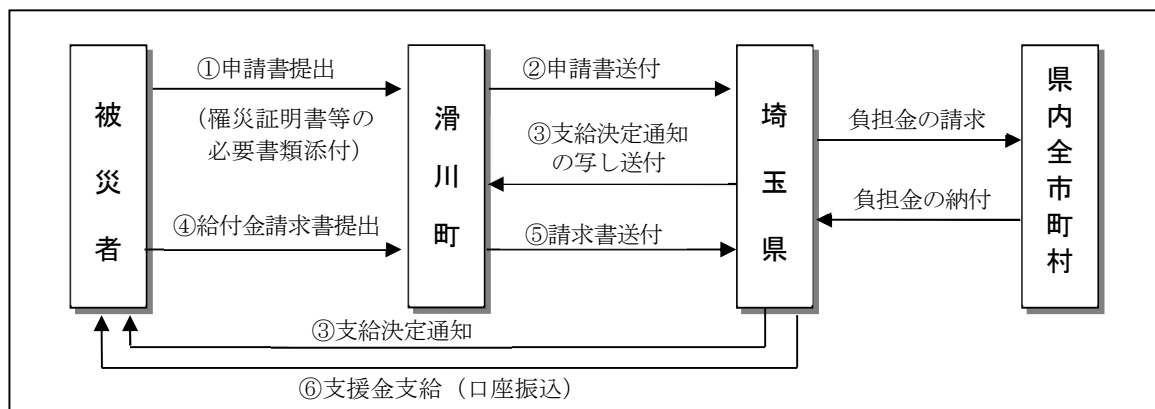
災害救助法が適用とならなかった地域の半壊世帯に対し、埼玉県・市町村半壊特別給付金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。

※埼玉県・市町村半壊特別給付金の支給手続は、埼玉県・市町村生活再建支援金と同じ

## (3) 埼玉県・市町村家賃給付金

自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。

## 〔埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続〕

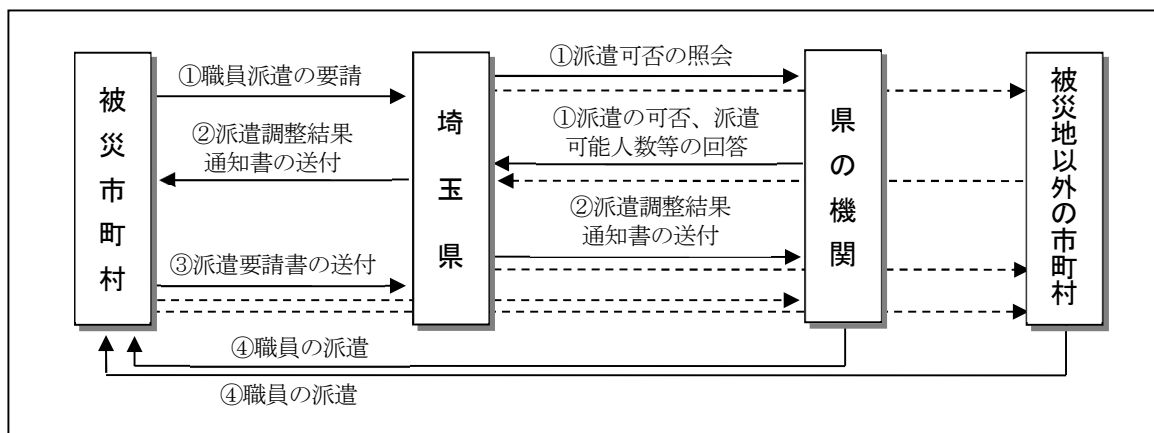


〔資料編〕10-5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 (3) 家賃給付金要綱

(4) 埼玉県・市町村人的相互応援

災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。

〔埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続〕



〔資料編〕 10-5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度 (4) 人的相互応援要綱

8 被災者台帳の作成・罹災証明書の発行

町は、災害発生時に被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、被災者台帳を整備する。また、住家の被害認定の結果を基に罹災証明書を発行する。

(1) 被災台帳の作成

被災が発生したときは、町は被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

〔被災者台帳の記載（記録）内容〕

- ・ 氏名
- ・ 生年月日
- ・ 性別
- ・ 住所又は居所
- ・ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ・ 援護の実施の状況
- ・ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ・ その他（内閣府令で定める事項）

(2) 台帳情報の利用及び提供

町は、被災者に対する援護の実施に必要な限度で当該台帳を利用する。

(3) 罹災証明書の発行

町は、被災者が居住する住宅と当該災害により受けた被災の程度を調査し、住家の被害認定の結果等を基に罹災証明書を発行する。住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

(4) 被災者支援業務の標準化

町は、大規模災害時の際に、市町村間が相互応援することを想定し、住家の被害認定や罹災証明、被災者台帳等の共通化を検討する。

**第2 義援金品の受入、配分****【福祉課】**

被災者あてに寄託された義援金品は、必要とする人に必要なときに、迅速かつ確実に配分されるよう、町は、それぞれ義援金品の受け付けについての計画を樹立しておく。

**1 義援金品の募集及び受付**

- (1)町は、日本赤十字社埼玉県支部、一般県民及び他都道府県等への義援金品の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金品の受付窓口を設置し、義援金品の募集及び受付を実施する。
- (2)義援金品は、町に直接寄託された場合は、原則として福祉課を受付窓口とする。寄託者に受領書の発行等を行う。
- (3)募集にあたっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金品の受付方法等について広報・周知を図る。

**2 義援金配分委員会の設置**

災害時に義援金を早期に配分するため、滑川町義援金配分委員会を設置し、速やかに参集できるようにする。なお、委員には、学識経験者や義援金受付団体を代表する者などの参加を図る。

**3 情報の集約化**

災害時には、情報の集約化が重要であるため、情報の集約にあたっては、総務省が推奨する「被災者支援システム」などのシステムの活用を図る。

**4 義援金品の配分及び輸送**

- (1)町は、県及び日本赤十字社埼玉県支部から送付された義援金品を、自治会、日赤奉仕団等の関係団体の協力を得ながら、被災地区、被災人員及び世帯、被災状況等を勘案の上、人員を単位として被害状況確定後、支給、配分を行う。
- (2)義援金の配布については速やかに行えるよう、会計処理上の手続きについて、会計管理者と調整を行う。
- (3)町は、被災者への義援金の支給状況について、県配分委員会に報告する。

**5 義援品の保管場所**

義援品の保管場所については、町は、あらかじめ保管場所を計画しておき、被災者に配分するまで一時保管する。

**第3 被災者の相談窓口の設置****【関係各課】**

被災者の総合相談窓口である被災住民相談所を早期に開設し、不安の解消を図る。

なるべく早期に被災者からの多様な要望等に対処するため、相談内容とスタッフを充実させるとともに、相談窓口で、罹災証明、応急危険度判定の手続き等の事務手続きが1回で済むようにするため、国、県及び行政以外のライフライン関係者をまじえたスタッフ体制をとる。

**1 被災住民相談所の開設**

被災者は、被災直後から厳しい生活環境におかれ、将来への不安を抱え込むことになる。そのような不安を解消するために、災害相談窓口を開設する。

**2 相談内容の充実強化**

被災者からの要望に対する的確に対応するため、相談体制の充実強化を図る。

(1) 相談内容

- ① 応急住宅のあっせん
- ② 各ライフラインの復旧の見通し
- ③ 各種法律相談
- ④ 建物応急危険度判定の手続き
- ⑤ 医療相談
- ⑥ 各種融資資金の相談 等

(2) 相談スタッフの充実

相談内容に的確に対応するためには、県と連携し専門家を派遣してもらい、相談スタッフの充実を図る。

また、行政以外の弁護士、各ライフライン関係者も参加してもらえるような体制をとる。

## 第 8 部 広域応援計画



## 第1節 基本方針

県地域防災計画における「第6編 広域応援編」においては、首都直下地震（首都圏同時被災となる広域災害（以下「首都圏広域災害」という。））が発生した場合の基本方針として、まず迅速に県内の被害に対応し、その後、避難者の受入や物資・人的応援の拠点として、被災都県の救援、復旧・復興に取り組むものとしている。

そのため、県の基本方針を踏まえ、広域災害発生時における広域応援に備える。

## 第2節 事前対策

### 1 広域避難者の受入体制の整備

大規模災害発生時には、多くの人々が他都道府県から県に避難場所を求めることが想定される。このため、町は、広域一時滞在の要請があった場合に備え、他の都道府県からの避難者を受入れる施設の事前確保に努める。

また、町は県と協力し、避難の長期化に備え、建設型仮設住宅の適地調査や公営住宅等の空き室状況の把握を行う。

### 2 広域支援拠点の確保

町は、応援活動に特化した組織の設置及び物資・人員の応援の受け皿となる拠点（広域支援拠点）の候補地を事前選定する。

なお、発災時は公共用地を優先的に使用することを原則とするが、民間用地も含めて幅広く候補地を選定する。

### 3 広域応援要員派遣体制の整備

町は、県による職種混成の広域応援要員チームの編成について協力する。

### 4 町内被害の極小化による活動余力づくり

減災対策を推進し、発災時に他の自治体を応援するための活動余力を確保する。

#### (1) 住民への普及啓発

- ①家庭や地域での防災総点検を実施し、防災意識の高揚と災害の備えを強化する。
- ②家庭内の取組（家具の固定・災害用伝言サービス・家庭内備蓄）を普及させる。
- ③DIG、HUGを取り入れた住民参加型の実践的な訓練を推進する。

#### (2) 自主防災組織の育成

自主防災組織の育成及び自主防災組織の活動において中心的役割を担う人材を育成する。

#### (3) 防災基盤整備・防災まちづくり等の促進

町は、建物の耐震化・不燃化、老朽化の進む社会資本（橋梁、下水道等）の予防保全的な維持管理への転換等、適正に施設を管理し、安全性の確保に努める。

#### (4) 企業等による事業継続の取組の促進

企業等による災害時の事業継続の取組、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を促進する。

## 第3節 応急対策

### 1 広域応援要員の派遣

県は、相互応援協定や全国的な応援要員派遣の仕組み等に基づき応援要員を派遣する。応急対

策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣にあたっては、町と一体となっていく。町に派遣された県職員は、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて町から積極的に人的支援ニーズを把握して、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努める。

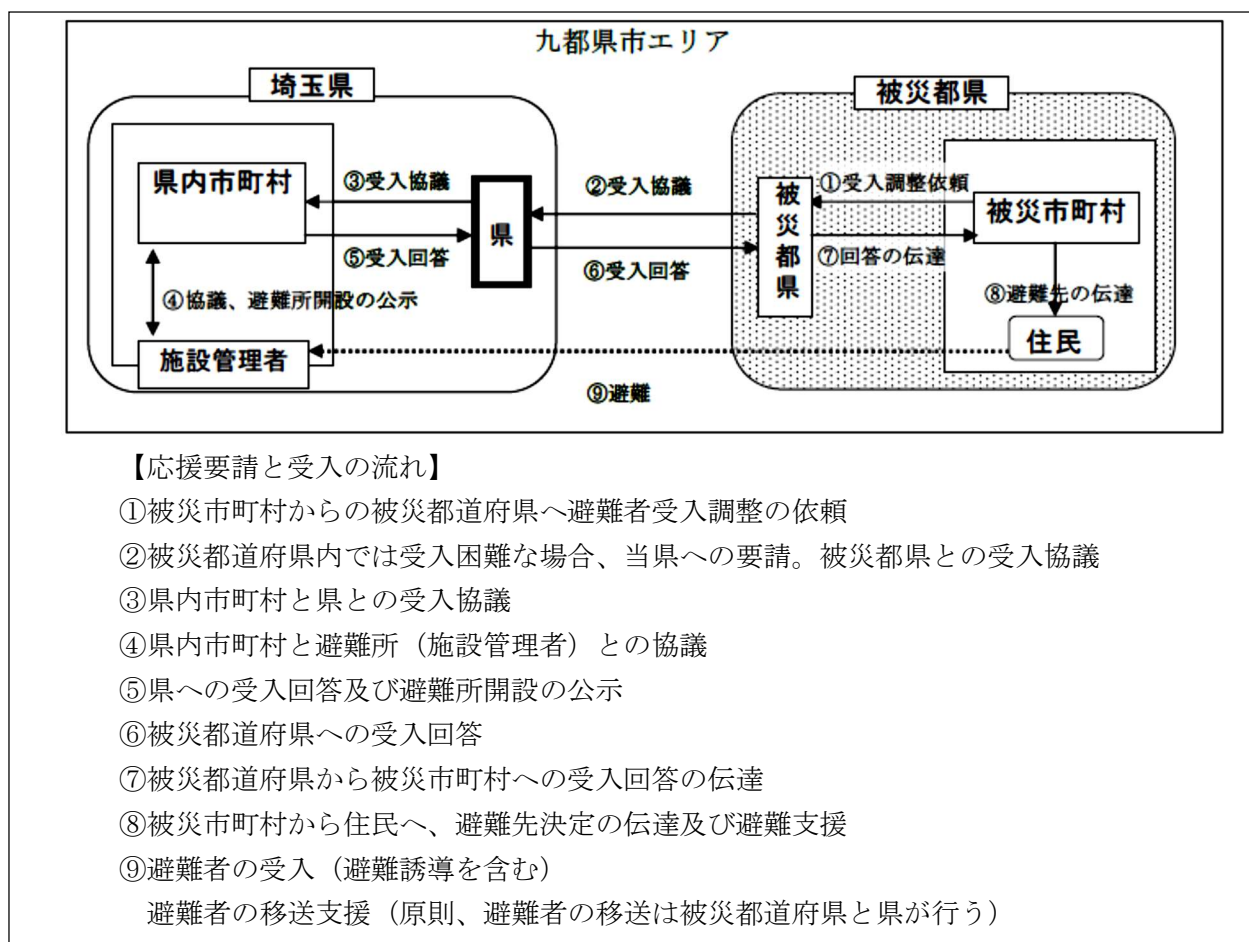
なお、様々な枠組みによる応援要員の派遣が想定されるが、どの枠組みにより派遣するかは状況により判断する（複数の枠組みによる派遣が並行して行われることも想定される。）。

## 2 広域避難の支援

大規模災害発生時に、他都道府県からの避難者の受入協力を求められた場合は、町は、避難者発生状況を踏まえつつ、広域一時滞在のための避難所を提供する。

自主防災組織や災害ボランティアは、被災した他都道府県からの避難者（広域一時滞在中）を町が受入れた場合は、避難所の運営を支援する。

### 〔広域避難（広域一時滞在）の流れ〕



〔県及び町の役割分担等について〕

- (1) 被災都道府県からの応援要請及び県内市町村との受入協議  
県は、大規模災害の発生に伴い、他の都道府県知事から避難者受入の要請があった場合、県に避難してきた者を一次的に収容し保護するため、市町村長に対して市町村が設置する避難所での避難者の受入を要請する。  
なお、他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう、多数を収容できる施設を優先して選定する。
- (2) 避難者受入方針の決定  
県は、市町村に対し、当該避難者の受入に係る経費負担を含めた避難者受入方針を速やかに通知する。
- (3) 避難所開設の公示及び避難者の収容  
市町村長は、広域避難者を受入れるため、避難所を開設したときは、直ちに避難所開設の目的、日時、場所、箇所数及び収容人員並びに開設期間の見込みを公示し、収容すべき者を誘導して保護する。
- (4) 避難所の管理運営  
第3部 第2章 第3節「避難」及び第3部 第4章 第3節「避難所の運営」を準用する。
- (5) 要配慮者への配慮  
透析患者等の医療行為が必要な者、高齢者や妊産婦など配慮が必要な者がいる場合、配慮事項に応じた避難所の選定・開設に留意する。  
県及び受入市町村は、配慮が必要な避難者に対し、避難所等での保健師、看護師等による健康状態の把握や福祉施設での受入調整など、支援の充実に努める。
- (6) 自主避難者への支援  
県及び県内市町村は、指定した避難所以外に自主的に避難してきた被災者に対しても支援に努める。
- (7) 避難者登録システム等の活用  
県は、市町村の協力を得て避難者登録システム等を活用し、避難者情報を被災都道府県に提供するとともに、避難者に対し被災都道府県に関する情報を提供する。
- (8) さらに遠県への避難  
県内避難所での生活の長期化が見込まれる場合、又は県内での受入が不可能になった場合は、十分な支援が可能な他の自治体（群馬県、新潟県（「群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定」に基づく取組）等）での二次受入を調整する。  
避難者の移送については、受入県と調整し、輸送関係事業者と協力して行う。

### 3 その他

がれき処理支援、環境衛生（し尿処理、ごみ処理）支援等、必要な支援を行う。

## 第4節 復旧・復興対策

町は、必要に応じて、広域復旧復興の支援のための職員派遣や業務代行、火葬依頼への対応、町内の空き工場・作業場の情報の提供、あっせんの協力、県が行う長期避難者への生活支援のサポート等を行う。